

島原の乱

——宗教一揆的要素の再評価——

田 中 久美子

はじめに

本論は、寛永十四年（一六三七）、九州の島原・天草地方で勃発した「島原の乱」における一揆の性格的側面について考察するものである。

「島原の乱」は、寛永十四年（一六三七）に当時十六歳の天草四郎（増田四郎時貞）を総大将として、約三万七千人もの農民が武装蜂起し、十二万人を超える幕府軍によって鎮圧された一揆である。また、この一揆を機に、幕府は国内のキリシタンを根絶やしにするため、各地で絵踏を実施し、鎖国体制を完成させていった。

一揆に関する先行研究は、既に膨大な研究がなされており、多くの研究者が長年研究を積み重ねてきたテーマである。そのため、本論を述べていくにあたっては、まず先行研究がどこまでなされているのかを確認しなければならない。

一揆の原因・性格については、これまでの一揆に関する研究のほとんどが、一揆発生の原因についてそれを問題にし、そこから一揆の性

格を論じている。その中でいくつかの見解がみられるが、学界では現在、大きく三つの見解に分類されている。

① 宗教（キリシタン）一揆説

② 農民一揆説

③ 農民一揆と宗教一揆との融合説等

簡単に説明すると、①の見解は領主のキリシタンに対する迫害を主な原因とし、今日の学界では古い見解とされ、否定的になりながらも教科書などには今なお多く用いられている見解である。②の見解は、領主の農民に対する苛政、特に重税を主な原因とし、戦後の民主主義運動の発展と関連して現在まで続いてきている見解である。③の見解については、そのほとんどが郷土史研究者に見られる見解である。これらの中では、②の農民一揆説が現在、学術的に支配的な見解となっている。

しかし、この説も具体的にみていくと、①の宗教一揆説に対する批判の不徹底さと農民一揆の原因についての実証的・理論的な研究が不十分などまだまだ問題点が多いのである。領主の農民に対する重税や苛政が原因で蜂起したというが、領主は同じようにキリシタンにキリ

スト教を棄教するよう、つまり「転ぶ」ことを強制しており、重税・苛政による農民一揆とは割り切れない側面がある。一方で、迫害されたキリシタンが武装蜂起したという点にも矛盾がある。信仰心の厚いキリシタンは、迫害にあつても武力抵抗をすることなく殉教、すなわち死を選んでいくことで知られている。つまり、キリシタン迫害が即一揆発生に繋がったと見ることに問題があるとされているのである。¹⁾

ここで、近年注目されているのが、「立ち帰り」キリシタンの存在である。一揆勢の構成員の多くが熱心なキリシタンではなく、一度はキリスト教を棄教した者で、一揆発生を機にキリシタンへ立ち帰った者たちであつた。中には、特に熱心なキリシタンではないが、信仰に對する決断と行動（殉教）を強いられることになつた者もいたといふ。最近の研究成果では、神田千里氏が著書『島原の乱』で、蜂起した農民たちがキリシタンへと立ち帰り、キリシタンから見ても異教徒である神仏信仰への攻撃や寺社破壊を遂行したことは、キリシタン大名時代への回帰を志向した宗教運動と位置づけることができるとしている。²⁾

簡単にはあるが、先行研究を振り返ってみて、「島原の乱」はあくまで「農民一揆」として捉え、「宗教一揆」的要素は副次的要因とみるのが、学界の通説となつていくことがわかつた。しかし、「宗教一揆」的要素をどの点で評価していくのか。特に熱心なキリシタンでもなかつた人々までもがどのような経緯で「宗教（キリシタン）的」とも評される一揆に関わることになつたのか。その点が疑問に思われ、今回、自分なりに結論を出したいと思う。

本論の展開方法としては、まず第一章で、従来の研究成果ではメイ

ンとしてあまり取り上げられてこなかつた島原・天草におけるキリシタン史から、民衆の蜂起にアプローチしていく。続く第二章では、籠城中の一揆勢の組織体制と幕府軍とやり取りしていた矢文の史料から、一揆勢の姿勢・意識をもう少し詳しくみていく。以上を踏まえた上で、第三章では、領主側が認識していた一揆の実態をみていき、「宗教一揆」的要素はどこにあるのかを考えていきたい。気をつけなければならぬことは、乱の原因は領主の重税や弾圧によつて蜂起した「農民一揆」であり、キリシタン迫害による「宗教一揆」は副次的な原因であることを前提として考えていくことである。なお、研究方法としては、先行研究と文献史料を基本として述べていくものとす

○ 一揆の呼称について

島原・天草地方で勃発したこの大規模な一揆の名称は、テーマにも取り上げているように「島原の乱」が一般的である。なぜなら、長年、学校の教科書で取り上げられていたのが「島原の乱」だからである。その他には、「島原天草の乱」「天草島原の乱」「島原天草一揆」など一揆の性格や、主体性の論理、つまり地域によつて使い分けがなされている。

また近年は、鶴田文史氏によつて「西海の乱」とする提案も出てきている。これは、島原の乱が島原と天草、二つの地域だけの乱ではなく、九州を舞台にして農民階級が江戸幕府つまり武士階級に戦いを挑んだことに関係している。蜂起したのは主に島原・天草地方の農民たちではあるが、その鎮圧に関わつた大名のほとんどは九州の諸藩勢で

あつた。また、奈良時代からの行政区分で九州のことを「西海道」といい、九州すなわち西海道が舞台であつた大乱、実際日本の西の海に面しているところで起こつた乱である、ということから「西海の乱」という名称がもつともふさわしいのではないかといつたものである。³⁾しかし、本論はあくまで一揆の性格的側面を論点としていくのであつて、呼称の是非を論ずるものではない。したがつて、ここでは最も一般的な「島原の乱」とすることを最初にことわつておく。

第一章 キリシタン史の中の島原の乱

島原・天草両地域はキリスト教伝来以来、国内屈指のキリシタン繁栄地であつた。キリシタンとなつた農民たちは「てうす（＝神）」に祈りを捧げ、貧困者の救済など「慈悲」の活動を行つた。そうした個々のキリシタンが次第に集合し、各地で「こんふらりや」というキリシタン信徒組織が数多く結成された。この章では、島原・天草におけるキリシタン史的な面からのアプローチとして、この「こんふらりや」に注目し、民衆の蜂起との関係性について考えていきたいと思ふ。

第二節 キリシタン史の時期区分

キリシタンの歴史を見ていくにあつて、そのながい歴史を捉えていくには、それぞれの歴史的特色を踏まえながら時期を区分していくことが必要である。研究者によつていろいろな時期区分の仕方があるが、ここでは川村信三氏¹⁾と鶴田文史氏²⁾による時期区分を参考にし、キ

リスト教伝来から現代までの四〇〇年余を五つの時期に区分してみたいものとする。

- ① キリシタン伝来と布教期……天文十二年（一五四九）
 ↘ 天正十五年（一五八七）
- ② キリシタン禁令と小康期……天正十五年（一五八七）
 ↘ 慶長十九年（一六一四）
- ③ キリシタン迫害と殉教期……慶長十九年（一六一四）
 ↘ 寛永十五年（一六三八）
- ④ キリシタン潜伏と崩れ期……寛永十五年（一六三八）
 ↘ 明治 六年（一八七三）
- ⑤ キリシタン復活と離れ期……明治 六年（一八三七）↘
 簡単に時期区分の基準を説明すると、①の時期は天文十二年（一五四九）のザビエルによるキリスト教伝来から、秀吉による伴天連追放令発令までの三八年間とし、②の時期は天正十五年（一五八七）の豊臣秀吉による伴天連追放令発令から、慶長十九年（一六一四）の徳川幕府による伴天連追放までの二八年間とする。そして、③の時期はその徳川幕府による伴天連追放から、寛永十五年（一六三八）の島原の乱終結までの二五年間とし、④の時期は乱後の鎖国体制の完成から、明治六年（一八七三）のキリスト教の解禁までの二三五年間とする。最後に、⑤の時期は明治六年（一八七三）のキリスト教解禁から、現代に至るまでのおよそ一〇〇年余とする。

第二節 島原キリシタン史と島原の乱

① キリシタン伝来と布教期

島原は中世以来、有馬氏の支配するところであったが、永禄六年（一五六三）、口之津で宣教師アルメイダによるキリスト教の布教が始まり、天正八年（一五八〇）に、日本巡察使としてヴァリニャーノが同地に来日すると、同年二月、時の領主有馬晴信も受洗してドン・プロタシオと称し、四月には有馬にセミノリヨ（神学校、小神学校）を設立した。天正年間（一五八〇年代）は全国的にキリシタン宗団の繁栄期にあたり、特に長崎では、より洗練された機構の「ミゼルコルジヤ」が形成され、長崎キリスト教界の中心的存在となっていた。島原でも有馬晴信の保護の下、「コンフラリヤ」をモデルとした「共同体」が作られた。⁽⁸⁾フロイスの『日本史』において、島原でコンフラリヤを意識したかのような信徒共同体についての記述があるので引用したい。

本年の降誕祭（天正九年、一五八一年）には、島原のこれらほとんどすべてのキリシタンが、密かにこの祭典を祝うためにバルトメロウと呼ばれる一人のキリシタンの家に集合した。というのは、彼らは仏僧たちやキリシタンの苛酷な敵である、その地の殿から数々の迫害を被っていたからである。キリシタンたちがそこに集合して祭壇を設け、画像を掲げていることが殿（島原式部大輔純豊）「まだ年若く、行状の悪い腐敗した性格の持主」に知れると、殿は自ら彼らを懲らしめようとして現場に出かけた。⁽⁹⁾

この記述で注目すべきは、一人の長老的存在のキリシタンを中心として信徒共同体が形成されているという点である。これは、中世社会

にみられる家父長制的な農民支配とよく似ており、この組織構造は一揆発生時においても重要な働きをすることになるのである。さらにフロイスの報告によると、同十年（一五八二）には島原においてコンフラリヤと見られる「組」が存在していたという。⁽¹⁰⁾

② キリシタン禁令と小康期

慶長四年（一五九九）、晴信によって有馬の南端に原城が築城され、同九年（一六〇四）に完成した。この原城は、島原の乱で蜂起した民衆が籠城し、最終的には幕府軍に攻められ、破壊されてしまうのだが、東西は海岸に面し、北には松山があり、天然の要害として有馬の地に君臨することとなる。⁽¹¹⁾

しかし、同十七年（一六一二）、晴信が岡本大八事件に連座して失脚すると、領地は一旦幕府に没収される。その後、晴信の子の直純が徳川家康の養女国姫（本多忠政娘）との結婚を機に有馬日野江城を襲封し、領地は再び有馬氏のものとなった。この頃、有家についての報告では、ミゲルと呼ばれる民間指導者（庄屋あるいは乙名）の導きのもと、一〇〇名の会員をもつ「こんふらりや」が機能していたという。⁽¹²⁾鶴田文史氏の調査においても、同年、有家の庄屋ないし乙名にミゲルの洗礼名を持つ者が確認できる。⁽¹³⁾ところで、直純自身もミゲルという名の洗礼名を持つキリシタンであったが、家康の養女と結婚したことなどを機に率先して棄教し、領民の転宗を厳しく強制している。

同十九年（一六一四）、幕府はキリシタン迫害が不十分であるとみなし、直純は日向延岡に転封された。この時、家臣団の中には「伴天連之宗派」であったがゆえに有馬に留まって帰農する者も多かったと

いう。¹⁵近世大名の家臣団とはいえ、島原ではいまだに中世以来の兵農未分離の体質を残していたのである。

③ キリシタン迫害と殉教期

その後、島原は一時幕府領となり、長崎奉行長谷川左兵衛の管轄のもと、左兵衛によって有馬で七〇人、肥前佐賀藩領主鍋島勝茂によって口之津で七〇人のキリシタンが迫害されている。そして元和二年（一六一六）、大和五条から松倉重政が島原に入封してきた。重政はまず日野江城に入ったが、日野江城を破却し、その石垣等を使って新たに島原城の築城に取りかかった。この時の島原城築城は領民にとつて大変な負担であり、これが一揆発生の遠因ともいわれている。キリシタン迫害がひどくなってきた元和三年（一六一七）、「コウロス徴集文書」に島原のキリシタン代表者らも署名を行っている。¹⁶

キリシタンに対する苛烈な拷問は、迫害当初より「伴天連」といわれる宣教師や武士階級のキリシタンに対して行われていたのだが、寛永七年（一六三〇）に有家村民二八〇名が島原で迫害されている。¹⁷この時迫害されたのはおそらく、帰農した旧有馬氏家臣団の者たちだろう。この迫害以降は、松倉氏によるキリシタン弾圧も大方終わり、領内のキリシタンはすべて転宗を遂げたものと思われていた。しかし、同十四年（一六三七）十月中旬頃より、「かづさじゆわん」の廻状をきっかけとして転宗した者たちが「立ち帰り」キリシタンとなり、同月二五日、島原藩の代官林兵左衛門が殺害されたことから島原の乱が始まった。

第三節 天草キリシタン史と島原の乱

① キリシタン伝来と布教期

天草にキリスト教が伝えられた当時、此地では天草鎮尚・志岐鎮経・上津浦鎮貞・大矢野鎮運・柄本鎮通の五豪が割拠するいわゆる五豪（五人衆）時代を迎えていた。永禄三年（一五六〇）の上津浦氏と柄本氏の戦いをきっかけに、同九年（一五六六）、志岐氏がまずキリスト教を導入することとなった。その後、天草氏と大矢野氏が続いてキリスト教導入を図っているが、一神教であったキリスト教は他の宗教と相容れず、仏僧とのトラブルも絶えなかったという。それにも関わらず、志岐氏と天草氏がキリスト教を導入したのは、南蛮貿易のためであったと推察されている。¹⁸一方、秀吉による伴天連追放令下においても大矢野氏は、キリスト教の精神的魅力に惹かれてキリシタンとなっている。

天正十七年（一五八九）の天草合戦の後、キリシタン大名小西行長（IIアウグステイヌス）の所領となると、柄本氏、上津浦氏も入信し、天草の民衆は安心して入信することができるようになった。この頃、天草でもコンフラリヤを意識したかのような信徒共同体が形成されつつあることが、フロイスの『日本史』の記述から見てとれる。

口之津の正面、三里のところの志岐の島（現天草下島）には大勢のキリシタンがいるが、彼らは日本における最良のキリシタンに属する。副管区長（コエリュ）師は、同所に一人の老人を（信徒総代として）置いた。この老人は七十歳を越え、アンデレ（の教名で）呼ばれたが、この教会を訪れ、洗礼を受け、死者を埋葬するなど、一同から聖人（のよう）に見なされていた。¹⁹

この記述から、島原と同じく天草でも一人の長老的存在のキリシタンを中心として信徒共同体が形成されていることがうかがえる。また、行長に従って文祿の役（文祿元年、一五九二年）に出陣し、戦陣に陣没した兵士家族のため村々に「慈悲の組」⁽²⁾が作られ、同五年（一五九六）には、志岐で「聖母（サンタマリア）のこんふりや」の活動が記録されている。⁽²⁾

② キリシタン禁令と小康期

慶長五年（一六〇〇）、関ヶ原の合戦で、西軍について行長が戦後処刑されると、天草は一時加藤清正の支配するところとなったが、同六年（一六〇一）に肥前唐津を領有していた寺沢広高の支配下に入った。広高は飛地天草を統治すべく、まず天草下島の北西端に支城として富岡城を築いた。従来、天草諸豪らは海に対する丘に城砦を築いていたのだが、この富岡城は下島と辛うじて繋がるのみの突角丘陵上に築かれている。これは、外敵に備えるだけでなく、天草全島の農民集団を仮想敵と見なした上での築城が推察される。そして行政村落の編成として、各地に番代（城代、交代制）・郡代（世襲制）を設置し、その上で土地の有力者から庄屋・乙名を任命するようにした。また、広高は村々の庄屋に対して帯刀・乗馬の許可、衣服に關しては半ば武士と同等の処遇を与えている。この時、大矢野村では渡辺氏が庄屋に起用されており、この渡辺氏は天草における一揆の主導者の役割を果たした渡辺小左衛門の家系である。つまり、大矢野村庄屋渡辺小左衛門の村民に対する発言力、影響力は領主からの権威づけも行われていたのである。

一方で、広高によるキリシタン迫害は、同十年（一六〇五）頃より

開始された。しかし、キリシタン文化の栄えたこの地で、弾圧を強行すればキリシタン農民が領外に逃散し、所領統治に支障を来すことは目に見えおり、それゆえか、彼の弾圧は絶妙なバランスの上で慣行されることになる。その様子が、バジェスの『日本切支丹宗門史』の記述から読み取れるので引用したい。

慶長九年（一六〇四）、天草、志岐、神津浦のキリシタンは、寺澤志摩守の迫害を受けた。（中略）彼は、この新しい領民と妥協するため、最初彼等の宗教的自由を尊重した。然るに、公方様の不興を買ひ、二年間謁見を許されなくなると、彼は己が全領土を没収せられんことを懼れ、キリシタン宗の破滅を企て、偶像に走つた。（中略）彼は、天草と志岐の宣教師等の伝道所に接続せる二箇所の天主堂の外は、皆容赦はなかつた。⁽²⁾

同十年（一六〇五）、天草の志岐及び神津浦の伝道所は、五人の司祭と二人の修士に管理されてゐた。寺澤は、迫害どころか、寧ろ好意を持つやうになつた。⁽²⁾

同十六年（一六一一）、天草島には、前に三つの伝道所があつた。然し、寺澤志摩守が来てからは、僅かに二人のイエズス会員だけが、その領内に住むことを許されてゐたやうな次第で、従つて伝道所は二箇所しかなかつた。四箇所の小さな天主堂が建てられた。天主堂をおくことの出来ない所には、秘密の礼拝堂が建てられた。⁽²⁾

③ キリシタン迫害と殉教期

慶長十九年（一六一四）、天草において最初の殉教者が出た。天草キリシタンの指導者の立場にあつたアダム荒川である。天草での弾圧

には、志岐の「棘の獄舎」や河内浦の「竹の獄舎」で子どもや女性を痛めつけることで転宗をせまる方法が採られていたが、島原に見られるような強力な弾圧は行われなかった。「伴天連」である宣教師や武士階級のキリシタンがいなかったためである。

しかし、迫害が酷くなってきた元和三年（一六一七）には、天草のキリシタン代表者らも「コウロス徴集文書」に署名を行っており、その署名から島原と同じく、天草にも「こんふらりや」と見られるキリシタンの信徒共同体が存在していたことがうかがえる。署名の中には、大矢野村の渡辺小左衛門らをはじめ、二十年後に勃発する乱の指導者的立場に立つ者の署名も見られることは興味深いものがあり、注目しておきたいことである。²⁶⁾

寺沢氏の弾圧によって寛永十年（一六三三）頃には、領内キリシタンの転宗が完了したかに見えたが、水面下では大矢野のキリシタンらを中心に、天草四郎を擁立せんとする動きや、湯島において島原・有馬のキリシタンらと会合をするといった動きがあったことが、渡辺小左衛門の証言からうかがえる。²⁷⁾ そして、同十四年（一六三七）島原の「立ち帰り」キリシタンが蜂起したのを受けて、天草のキリシタンも「立ち帰」って蜂起したのである。

○ 小括

ここで一揆参加者についてみると、島原における参加者のほとんどが南目（島原半島の雲仙地溝帯の南側の地域、現在の南島原市の市域にあたる。）に集中している【表1・2】。その理由としてあげられるのが、天正年間（一五八〇年代）より島原・天草各地に成立しつ

表1 島原藩一揆参加者数

	村名	村高(石)	全戸数・人数		参加者数	
			戸数(軒)	人数(人)	人数(人)	戸数(軒)
島原藩	三会	6,831 (2,919)※1	508	2,626	1,970 (1,424)※2	268
	島原	3,635 (1,552)	147	813	610 (425)	73
	中木場	1,101 (470)	99	719	575 (635)	85
	安德	577	115	686	(184)	26
	深江	4,918 (2,101)	316	1,824	1,824 (1,640)	277
	布津	2,703 (1,155)	196	1,103	1,103 (1,103)	196
	堂崎	2,336 (998)	183	865	865 (865)	183
	有家	10,460 (4,470)	770	4,545	4,545 (4,545)	770
	(北・南)有馬	12,170 (5,200)	827	5,172	5,172 (5,172)	827
	口之津 加津佐	7,125 (3,044)	581	3,949	3,949 (3,949)	581
	串山	4,549 (1,940)	292	1,962	1,962 (1,962)	292
	小浜	2,469 (1,055)	242	1,406	1,266 (1,167)	204
	千々石	3,905 (1,669)	395	2,001	1,001 (825)	229
計	62,779 (26,573)	4,671	27,671	24,842 (23,896)	4,011	

※1 ()の数字は、表高

※2 ()の数字は、籠城時の一揆参加者数

※3 網掛の範囲は、参加者率100%の村

〔典拠〕(a) 中村質「島原の乱と鎖国」『岩波講座 日本歴史9・近世1』岩波書店、1975、244頁。

(b) 志岐茂夫『島原の乱』南有馬町、1998、9頁。

表2 天草藩一揆参加者数

	村名	村高(石)	全戸数・人数		参加者数	
			戸数(軒)	人数(人)	人数(人)	戸数(軒)
天 草 藩	大矢野	3,012			897	
	合津	154			52 (1/5)※2	
	今泉	356			134 (2/3)	
	内野河内	191			63 (1/5)	
	大浦	99			49 (2/3)	
	須子	300			141	
	赤崎	300			123	
	上津浦	1,625			408	
	下津浦	529			152	
	小島子	249			96	
	大島子	481 (2/3)※1			256 (1/10)	
	志柿	150 (1/10)			102	
	亀川	38			28 (1/5)	
	食場	114			106	
	町山口	185 (1/5)			115 (1/2)	
	二江	76 (1/5)			60 (1/5)	
	志岐	150 (1/10)			102 (1/5)	
計	8,009			2,884		

※1 () の数字は全村高に対する割

※2 () の数字は全村民数に対する割合

【典拠】(c) 鶴田文史『西海の乱』下巻、西海文化史研究所、2006。志岐、前掲 (b)、10頁。

つあった「こんふらりや」の存在である。先にも述べたが、その組織構造は長老的存在のキリシタンを中心とした集まり(共同体)に過ぎなかったが、次第に、一村の庄屋層を中心としたいわゆる家父長制をとっていき、その結束力は中世に見られた一向一揆の一向宗以上に強固であったという。それは、島原における兵農未分離、つまり近世行政村落の編成の遅れが影響していると考えられる。特に有馬氏の家臣団が帰農した島原南目では各村を構成する郷の数が著しく多く、近世期に入ってもなお複数庄屋制が取られていた。また、家康による禁教令発布以降の寛永年間(一六二〇年代)になっても、有馬にはフランシスコ・パシエコというイエズス会の司祭が滞在しており、キリシタン宗団の指導にあたっていたという。²³⁾

さらに注目すべきことは、村々の庄屋層の去就がそのまま村全体の一揆への参加・不参加に大きく影響していることである。例えば、茂木村(現長崎県長崎市)でははじめ一村の農民で一揆に参加していたが、庄屋茂兵衛の子が領主側に人質に取られてしまうと全員が領主側に寝返っている。このことから、庄屋や乙名など上層農民による村落支配の強さがうかがい知れよう。

第二章 原城籠城

第一章の考察から、一揆発生時の民衆の去就には、各村の庄屋・乙名層の去就が影響しており、その体制は天正年間より成立しつつあったキリシタン信徒組織「こんふらりや」の組織体制が影響していることがうかがえる。

寛永十四年（一六三七）十月下旬に蜂起した一揆勢はその後、島原・天草の各地で襲撃を繰り返し、同年十二月より原城に籠城することになる。一揆発生時は、各村の「こんふらりや」を軸として動いていた彼らは籠城するにあたり、より洗練された組織体制を確立している。その体制は、参加者のほとんどが農民であったにも関わらず、従来の統制を欠いた農民一揆とは異なり、極めて組織的なものであったと評価されている。しかし、前述のように「こんふらりや」を軸として去就を決していたのなら、彼らは「キリシタンの集団」であったとみるべきか。それとも「農民の集団」とみるべきか。この点について、籠城時における組織体制および幕府軍とやり取りしていた矢文の史料から、彼らの動向についても少し詳しくみていきたいと思う。

第一節 一揆勢の組織体制

一揆勢の組織体制について諸記録をみると、次のようになっている。天草四郎を頂点に、牢人（帰農武士）からなる評定人、その下に軍奉行・目付・夜廻頭・旗奉行・鉄砲奉行・使者番・普請奉行が続き、さらに十五ヶ村の庄屋三六人からなる談合人が一般民衆を村ごとに組織化し指揮にあたった。それは、原城における村落配置からもうかがえる【表3・4、図1】。また、平成四年（一九九二）より行われている原城の発掘調査の結果をみると、これまでも多くの

表3 一揆勢の編成

場所	諸将など	人員配置 (村名)
本丸	大将 天草四郎時貞 諸将 山田右衛門作・大浦四郎兵衛 上津浦大蔵・有馬亀之允	口之津・小浜 村々遊軍
二ノ丸	大将 有馬掃部介 諸将 山善左衛門・上津佐助右衛門 上津佐三平・戸島惣右衛門 下津浦次左衛門・高橋蔵人 千束善右衛門	三会・加津佐
二ノ丸出丸諸将	田崎刑部・三会六右衛門・本渡但馬守	加津佐
三ノ丸	大将 堂崎対馬守 諸将 有家監物・大江源右衛門 北有馬久右衛門・布津大右衛門 大塚四郎兵衛・会津左京	堂崎・有馬
三之丸出丸 大手門 (日江口)	諸将 有家監物	布津・堂崎・大矢野
池尻門 (口)	諸将 蓑浦宇兵衛・木場作右衛門	安德・中木場
田尻口	諸将 会津右京進・深江治右衛門	深江
田町門 (大江口)	諸将 千々石作左衛門・上津浦七右衛門 口之津次郎兵衛 大矢野三左衛門 (出丸鉄砲大将)	串山・小浜・千々石 口之津・上津浦
松山丸 (天草丸)	諸将 本戸但馬・上津浦三郎兵衛 下津浦治兵衛・柴田六兵衛	天草
浮勢 (遊軍)	諸将 大矢野松右衛門・千束善左衛門 (山善右衛門)	各村々

キリシタン関連の遺物や城の遺構、人骨が発見されている。出土品の中でも私が注目したいと思ったのが、本丸跡の一面から発見された竪穴建物跡群である【図2】。竪穴建物跡群は地面を掘って作ったいわゆる塹壕で、一揆に参加した一般民衆はここで寝泊まりしていたのではないかとみられる。その構造は、通路をとる等の規格性があり、ま

※太字人名は、田有馬家家臣並びに旧軍役衆である。
 【典拠】(d) 林銑吉編『島原半島史』中巻、国書刊行会、1979、376頁。志岐、前掲
 (b)、12-13頁。鶴田文史、前掲 (c)。 (e) 『原城』南有馬市、2007、10-11頁。

表4 一揆勢諸役

評定人	増田仁兵衛・芦塚忠右衛門・渡辺伝兵衛・赤星主膳・有家休意 会津左京・会津宗印・毛利平左衛門・金沢七右衛門・松竹勘右衛門 久田七郎左衛門・浦野弥兵衛・奏村休次・打田枉允・三宅次郎左衛門
軍奉行	池田清左衛門・松島半之丞・布津大右衛門・有家久意 会津（大矢野）玄察・芦塚忠兵衛
目付	蛭川右京・森宗意
夜廻頭	志岐丹後・栖本左京
旗奉行	高木権八・楠浦孫兵衛・時枝隼人
鉄砲奉行	柳瀬茂右衛門・鹿子木右馬之助
使者番	楠浦蔵人・三宅次郎右衛門・有馬市之丞・養田六郎兵衛・会津刑部 （千々石作左衛門）・（口之津次兵衛）
普請奉行	養田仁兵衛（二ノ丸）・有馬三吉（三ノ丸）・藤沢小左衛門（出丸）・津田三吉
談合人 （15ヶ村36人）	三會村 次兵衛・次右衛門・六左衛門 安徳村 久兵衛・角内・作右衛門 深江村 作十郎・甚左衛門 布津村 吉蔵・大右衛門 堂崎村 次右衛門・久蔵 有家村 甚右衛門・久次郎・清七・善四郎 有馬村 次右衛門・長助・久右衛門 口之津村 甚右衛門・甚吉・二郎兵衛・長右衛門 加津佐村 助右衛門・惣右衛門・三平 串山村 二郎兵衛・惣右衛門 小浜村 久兵衛 千々石村 大蔵・五郎左衛門 大矢野村 七左衛門・（会津）玄察 上津浦村 一郎兵衛・七右衛門 下津浦村 次兵衛
侍大将	池田清左衛門
鉄砲大将	上津浦助蔵（本丸）・下津浦次右衛門（本丸）・大矢野三左衛門（二ノ丸） 大浦四郎兵衛（三ノ丸）

※太字人名は、川有馬家家臣並びに旧軍役衆である。

〔典拠〕林、前掲 (d)、376頁。志岐、前掲 (b)、12-13頁。鶴田文史、前掲 (c)。

た冬場の籠城にも関わらず炉や釜戸等の遺物や遺構の痕跡がない。これは、籠城中の火災を警戒してのことと思われ、食事も竪穴建物ごとではなく食料を集中管理して調理・配給していたことが推察される。この他にも本丸跡の入口付近には池を埋め立てて作られた空壕が発見されており、これも老若男女などの非戦闘員を収容するところとしていたようである。また、出土品の中には大量の陶磁器も含まれており、これらの多くが唐津や青花の陶磁器であることから、一揆勢が実用的使用のため、生活のために持ち込んだものと思われる。つまり、一揆参加者の多くが家族同伴の挙家型の籠城であり、日用品がそこにあることを前提としての籠城は、ここでしばらく生活していくという今後も生きるために籠城していることを意味するのではないかと考えられる。

一方で、殉教を覚悟して籠城している者がいたことも史料からうかがえる。例えば、オランダ商館長ニコラス・クーケバッケルの寛永十四年（一六三七）十二月十七日（旧暦十一月一日）付の日記に、「彼（寺沢堅高）の奉行には、父が常に行っていた苛酷な刑罰で脅す様命令し、これを行わせた。このため叛乱が起こり、

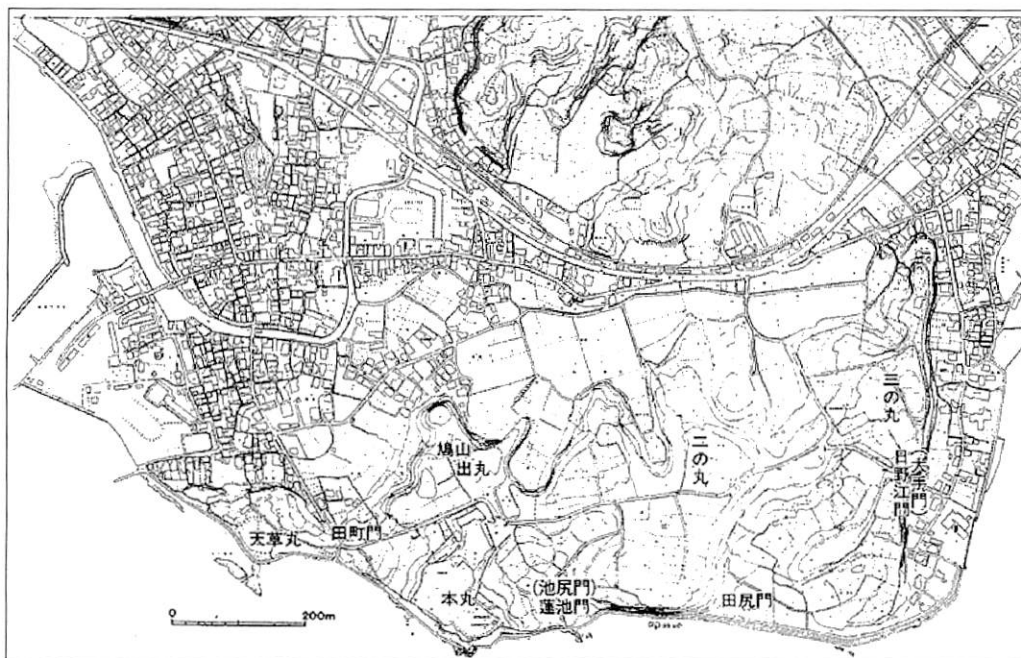


図1 原城跡地形図

〔典拠〕(f)『原城跡・南有馬町文化財調査報告書第2集』松本慎二編、長崎県南有馬町教育委員会、1996、27頁。

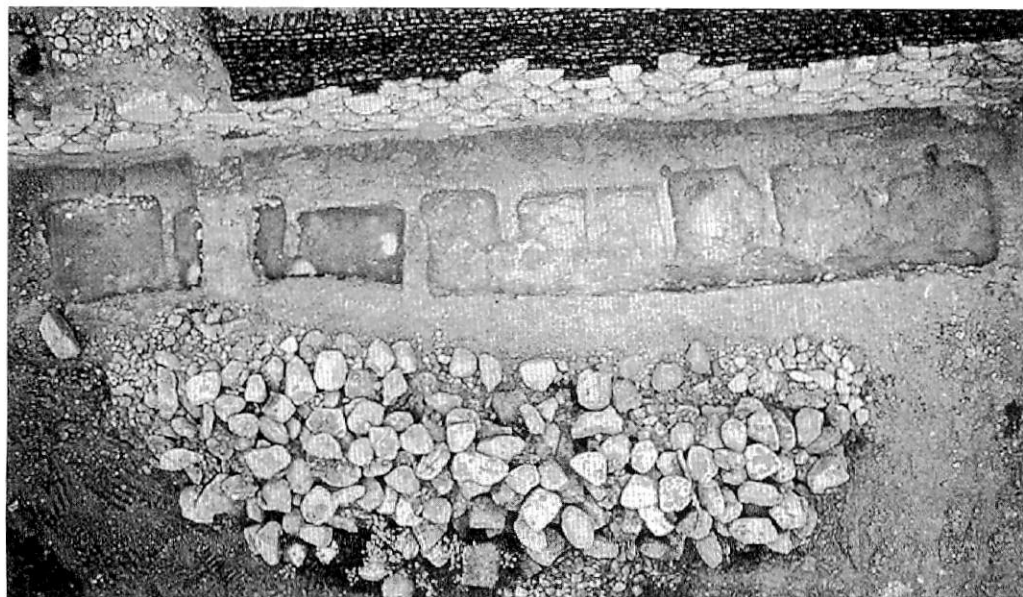


図2 原城堅穴建物跡群

〔典拠〕前掲 (e)、4頁。

「大勢が長い間かかって死ぬよりは、一度に死のう、」と決議された。そして首謀者の中の数人は、やがて妻子が恥ずかしめられて死ぬのを見ない様に、自ら彼等を殺した。」⁽²¹⁾とあり、一揆に参加するにあたって妻子を殺害している者がいたことがわかる。また、同十五年（一六三八）一月十六日付で熊本藩士堀江勘兵衛が同藩家老長岡監物に宛てた書状には、「有馬より沓里山おくにさきりしたん共の古い親或ハ女房・子共きりころし・つゝ、ら・ひつゝ・むしろなどに入、大分うつミ有之由候、加様ニやくニも不立者ハはや仕廻候て城中へ籠申儀ニ御座候間」⁽²²⁾とあり、ある者は足手まといとなるであろう老親・女房・子どもを斬り殺して籠城しているという。さらに、クーケバツケルの同十四年十二月二十六日（旧暦十一月十日）付の日記には、「彼等の軍隊を幟を立てて導き、この幟には、『我々の勝敗は神への奉仕のためであり、キリシタンと宣教師が流した血に復讐し、我々の宗教のために死ぬのみに、丁度よい時に生まれた。』⁽²³⁾と書いてある。」とあり、これらはまさしく、終末思想に基づく殉教を覚悟しての籠城だったといえる。

生きるために籠城した者もいれば、殉教するために籠城した者もいる。これらは相反しており、一揆勢の多様な諸相を示しているといえる。そのような混成集団である一揆勢が、籠城において極めて組織的な体制を確立できたのは、一揆の軍事的指導権を握っていたのが、元キリシタン大名の小西行長や有馬晴信らに仕えていた牢人たちであり、一般民衆を指導していたのが庄屋層であったこと。一揆勢団結の紐帯が小宇宙的村落共同体に則っており、家族ぐるみの戦闘集団としていた。つまり、「こんふらりや」にみられるような組織体制を取り

入れていることなどがあげられる。しかしながら、一揆勢が混成集団であったことをみると、籠城していたのは純粋なキリシタン一揆勢であったとは言い難いといえるだろう。

第二節 天草四郎の役割

一揆勢の総大将とされた天草四郎、本名増田四郎時貞は、一揆の全過程を通じて史料に名が登場するが、その姿・動向は秘匿され続けている。

「かづさじゆわん」の廻状において、「天草四郎様と申ハ、天人にて御座候、我等儀被召出候者にて候」とあるように一揆発生の初期から四郎が前面に押し出されていることがうかがえる。寛永十四年（一六三七）十月三十日付で、宇土郡奉行小林十右衛門が同藩藩士三淵内匠に宛てた書状には、「江部村次兵衛わき二居申候甚兵衛と申ものむすこ四郎と申もの、天草二居申候、此もの親子にて切支丹ひろめ申由」⁽²⁴⁾とあり、また、同日付の（天草）赤崎村庄屋「森七右衛門」の証言にも、「今度さきりしたんひろめ申者の事、肥後の内うとの恵へと申所ニ、長崎より罷越候ろう人甚兵衛と申者の子四郎と申もの、年十五ニ罷成候、此者有馬迄罷こし大矢野・上津浦までひろめ申候事、其紛無御座候」⁽²⁵⁾とある。このことから、キリシタンたちの「立ち帰り」行為の初期から四郎が押し出されていたのは、四郎自身の意志によるものではなく、一揆首謀者らの陰謀によるものではないかと考えられる。現に、四郎自らがキリシタンたちに「立ち帰り」行為を促していたという史料はなく、一揆最終後、山田右衛門作が同十五年（一六三八）三月二十九日付の書状で次のように証言している。

去年丑ノ六月中時分より彼五人之者共申廻候ハ、天草ノ内上津浦と申所二住所仕候伴天連、廿六年以前二公儀より御払、異國へ被遺候刻、伴天連書物以申置候ハ、当年より式拾六年日にて当善人一人可出生、そのおさなき子、不習諸学をきわめ、天ニしるしあらわるへし、木ニまんちうなり、野山ニ白はたを立、諸人之頭ニくるすをたて、東西ニくるものやくる事可有、野も山も草も木もやけ、有間敷由、(中略)天草ニ大矢野四郎と申者を、右之書物ニ引合かんかゑ候へは、彼書物ニ少もたかわす候間、扱ハ天使ニ而候ハ、少も疑なしと諸人ニ右五人之者共申廻、たつとませ申候³⁸

さらに、自身も一揆鎮圧に参戦していた島原藩士佐野弥七左衛門の覚書によると、同十四年十月二十二日に、「(茂木村大庄屋)惣兵衛は(二男)右衛門四郎を天草へ遣し、増田四郎に对面致させ吉利支丹の佛を申請帰候由之事³⁹」とあり、翌二十三日には、「島原領有馬村南の庄、北岡の百姓三吉・覚内と申リヨウニシの者、天草領大矢野村へ参増田四郎に授けられ伴天連に罷成、吉利支丹の絵を持来り、己か家に飾置、宗門に勧め入候処⁴⁰」という記述がみられる。どちらも大矢野村の四郎のもとへ「立ち帰り」キリシタンが訪ねて行き、「吉利支丹の佛」や「吉利支丹の絵」をもらい受けて帰った上で、周囲にキリシタンへ「立ち帰る」ことを勧めているのである。

籠城中の四郎についても、その姿はほとんど日撃されていない。同年十二月二十五日夜に久留米藩に捕らえられた落人有馬北村の雅楽助の証言によると、「毎日二三度宛四郎方より城中へ使越、持口能かため候へ、天上可致候、左様ニ無之者地獄江可落由觸申由候、加様の儀

にて城持候；尚以四郎城中廻り候様ニ相見申候間相尋候得ハ、籠り候てより以後四郎ハ不罷出候、名代島原ニ有之候絵書右衛門作と嶋原浪人忠右衛門と申者兩人四郎印を持せ廻候⁴¹」とあるように、籠城してからも四郎は人前には姿を見せず、名代として山田右衛門作と島原牢人忠右衛門の二人に「四郎印」を持たせて四郎の言葉に触れ回らせていたという。なお、四郎自身については、同年十二月二十九日付で熊本藩士志方半兵衛が同藩士諏訪猪兵衛に宛てた書状において、雅楽助の証言を次のように申し送っている。

城の内より有馬の北村うたの助と申者、去ル廿四日ニ落申候、其者申候ハ、(中略)四郎ハ本丸の内ニ寺を立天守二居、す、めをなし申候由申候事⁴²

この記述からわかるように、四郎は、本丸の一角に建てられた「寺」に居て人目にさらされることなく、専ら祈りを捧げていたようである。

そのような状況にあった四郎だが、城中においてその存在意義を示す史料として、同十五年二月一日付で発布された「四郎法度書」がある⁴³。同日、幕府上使松平信綱によつて、捉えられていた四郎の母・姉・甥・渡辺小左衛門らが陣中に呼び寄せられ、一揆勢の中で無理矢理キリシタンに「立ち帰る」ことを強制させられている者の赦免を約束し、解放を求めるとともに四郎自身にも赦免を約束して投降を勧めるべく、四郎の甥が城中に送り込まれた⁴⁴。「四郎法度書」はこうした幕府軍の動きに対して、沈黙していた四郎自らの意志を城中の一揆勢に示したものと見えるだろう⁴⁵。

この法度書は七ヶ条からなり、「二人一人ニ合点」することで一揆

勢に一層の団結を求めているのだが、注目すべきは、「現世には一旦の事と申候中に、此城内之人数は弥見しき様ニ存候間」(第三条)と、籠城中の一揆勢に死が迫っていることを暗示していることである。さらに、第一条には、「罪果数をつくし背奉り候事ニ候」とあり、これは領主に背いて蜂起したのではなく、原罪的なものと、かつてキリスト教を「転んだ」ことを指すと考えると、こうした罪深き者たちをこの城に抱え込んでもらっているのは「てうす」の「御慈悲」であり、「てうす」の恩に報いなければならないと主張していると理解することができる。それには、祈りを捧げるなどの「善行」だけでなく城内各所の普請とともに、「あれじよ(＝異端者)」を排除することも含まれている(第二条)。こうした「四郎法度書」の趣旨は、先にみた雅楽助の証言の「天上可致候、左様ニ無之者地獄江可落由觸申由候」からもうかがえる。また、薪取りや水汲みなどで城外に出ることを制限し、死の制裁まで持ち出しているところに、落人の増加や城中の分裂傾向に対する一揆の指導者らの危機感がみてとれる。このように「四郎法度書」は「此城内の衆は、後世までの友達たるべく候間」(第四条)と呼びかけ、城中に蔓延しつつあった解放への期待感や厭戦・疲労感を封じ込め、一揆勢を改めて団結させ、その行動目的を「殉教」へと一元化しようとしたものではないだろうか。その際四郎は、そのような城中の信仰と戦闘行為を統合すべく、作り上げられた「象徴」のような存在であったと考えられる。

第三節 矢文にみる一揆勢

籠城中、一揆勢と幕府軍の間で何度か矢文が取り交わされたこと

が、乱後、幕府側が書き留めた一揆諸記録からわかっている。しかし、実際に取り交わされた矢文そのものはほとんど現存しておらず、史料に記録されている矢文も後世に改変されたものではないかとの疑いが払拭されず、副次的にしか取り上げられてこなかった。それでも、近年ではこうした見解を改めるべく、矢文を史料批判の上で検討している研究者も少なくない(北野典夫氏⁴⁵⁾、大橋幸泰氏⁴⁶⁾ほか)。また、矢文が扱いにくい史料である理由はまだある。伝えられている矢文の内容が矛盾するからである。しかし、どちらか一方が正しいというわけではなく、この矛盾こそが一揆参加者の一揆に対する姿勢の多様性を示しており、実態ではないかと考える。以下、矢文の内容を検討しつつ、示していきたい。

寛永十五年(一六三八)一月中旬、幕府上使松平信綱から籠城中の一揆勢へ、次の内容の矢文が放たれた。

天下ニ恨有之哉、又長門一分の恨有之哉、其恨一通ニて有之は、如何様共叶望⁴⁷⁾

これに対する回答と思われる一揆勢の矢文には、主に次のような内容のものがある。まず、同年一月十三日付で城内より御上使様へ宛たものには、「若国家をも望ミ、国主をも背申様ニ可被思召候歎、聊非其儀候、きりしたんの宗旨ハ従前々如御存知、別宗ニ罷成候事不成教にて御座候、雖然、従天下様数々度御法度被仰付、度々致迷惑候」⁴⁸⁾とあり、国家を望んだり国主に背くつもりはないが、キシシタン弾圧に対する不満が表明されている。また、月日は不明だが、城中より御陣中へ宛てた別の矢文では、「国郡など望申儀、少も無御座候、宗門に御かまい無御座候へハ、存分無之候」⁴⁹⁾とあり、国郡など少しも望ん

でないから、キリシタン信仰さえ許してくれればそれでよいという。さらに、同様の内容の書状が数点伝えられている。⁵⁰⁾ いずれの矢文も、幕府、領主への恨みはなく、キリシタン宗門さえ許してくれればよいという、キリシタン禁制による宗教政策が大きな原因であるとす
る内容である。

しかし一方で、同年一月付で天野四郎(天草四郎)より松平伊豆守(信綱)へ宛てた矢文には、「天下への恨、旁への恨、別条無御座候、近年、長門守殿内檢之地詰存外之上、剩高免被仰付、四、五ヶ年之間、牛馬、妻子令文状、恨他恨身、落涙湿袖、雖納所仕、早ヤ勘定之功果、無疵、死去身之依成果、不及他国仕、責て長門守殿へ一通之恨申畢⁵¹⁾」とあり、幕府や諸大名への恨みはないが、松倉氏から大変な重税を申し付けられ、厳しい生活を強いられたとして、松倉氏へこれまでの恨みを晴らしたいとある。つまり、この矢文では、松倉氏すなわち領主の苛政が一揆の原因であると指摘しているのである。

このように一揆勢が放った矢文には、キリシタン禁制による宗教政策が大きな原因であるとするものと、領主の苛政が一揆の原因であるとする二つの相反する内容のものが含まれているのである。

この時代、武装蜂起することは必ずしも支配者である領主を否定した対立行為とはみられておらず、むしろ訴訟行為であるともみなされ、交渉の余地があるとみられていた。⁵²⁾ 幕府上使である信綱が一揆勢に、「天下ニ恨有之哉、又長門一分の恨有之哉、其恨一通ニて有之は、如何様共叶望⁵³⁾」と呼びかけの矢文を放ったのはそのためであると考えられる。これに対して、一揆勢は先にも述べたように相反する内容の矢文を幕府軍へ放っているのだが、その一部は、幕府軍側に従事してい

た者が記録した中にも見られる。同年一月十四日付で熊本藩士堀江勘兵衛が同藩家老長岡監物へ宛てた書状に、「一昨日城中より矢文をい申候、様子ハ上様への申分も無御座候、松倉殿への申分も無御座候、しうもんの儀ニ付て如此籠居申候、あわれ二候ハ、其儘しゆうもん御立させ被下候へかして奉存候⁵⁴⁾」とあり、一揆勢は幕府への言い分も松倉氏への言い分もなく、キリシタン宗門のことで籠城している、あわれに思うならば、キリシタン信仰を認めてほしいといっていると記している。また、同月十六日に同じ熊本藩士の小林半三郎が長岡監物へ宛てた書状には、「上様へ対し一揆を企申儀ニも無御座、又領主へ申分も無御座候、宗門名譽のきどく御座候ニ付其道を難捨存候処ニ、御誅伐の儀迷惑仕、如此取籠申候⁵⁵⁾」とあり、一揆勢は幕府に対して一揆を企てたわけではなく、領主への言い分もないが、キリシタンの靈験があつてその道を捨て難く、幕府から誅伐されるのは迷惑であるから籠城しているといっていると記している。これらの書状によると、一揆勢の要求はキリシタン信仰の容認にあり、幕府軍側もそう認識していたようである。では、領主による苛政が原因であると主張する矢文はどうか。

矢文の数から見ても、一揆勢の大半はキリシタン禁制による宗教政策が大きな原因と考え、領主による苛政が原因であると主張する者は、一揆勢の中でも少数派であつたことが以下の矢文の内容からも見てとれる。

然共各々ひいきニ存候故一揆の奴原をんみつにて、此矢ふみ内証ニて申入候⁵⁶⁾

この矢文では、一揆の原因が領主(松倉氏)の苛政にあることを断

言しているのだが、一揆の仲間に見つからないように矢文を放ったとあることから、熱心なキリシタンであった者たちに厳しく監視されていたのではないかと考えられる。⁽⁵⁷⁾これを裏付ける史料として、同年一月二十五日付で長谷川源右衛門が書き留めている落人の証言によると、「廿五日之晚松平右衛門佐殿手へ落人老人參候、其者申候は城中本きりしたんは堅一身仕候、むりなりのものともに目を付中々そ、やき事も申させず候よし⁽⁵⁸⁾」とあり、言わず語らずの緘口令が籠城中の一揆勢を締め上げていたことがうかがえる。さらにこの矢文には、「我國の法を捨、異国の衆旨と罷成候事も、ほうしうニ所務以下きひしくむさほり被取候ニよつて、爰ニ吉利支丹のしうていハ、富ハあやうきをすくい、まとしき人ハふちかたを出すよし承候て、あすミのきてうをかなかへす、当日のミ、命をつ、かなかために十ヶ年以前より罷成候条、忝も普天下ニ乍有、我國の神をいはい申、いかんとしてハ異国の神を引入可申哉、其故上意なれば永代ころび申事まきれなく候⁽⁵⁹⁾」とあり、松倉氏の厳しい取り立てに対して、キリシタンは貧しい者に融通してくれることをあげている。これは、「こんふらりや」における主たる任務である貧困者、やもめ、孤児、病人（梅毒患者あるいはハensen病者）への施しを募ることに通じている。つまり、この矢文を放った者は、その日の命をつなぐためにキリシタン宗門へ入信したのであって、生活が立ち行くようになれば（キリシタンには）執着せず、上意ならばキリシタンを棄教する、つまり「転ん」でも構わないといっているのである。

以上のことから、必ずしも一揆勢の全ての者がキリシタン信仰に熱心であったわけではなく、あくまでもキリシタン信仰を紐帯とするこ

とで、一揆勢は構成されていたとみるべきであろう。

第三章 領主側の認識

第二章で、原城籠城時における一揆勢の組織体制および各々の去就をみてきたが、彼らはキリシタン信仰を紐帯に団結しているが、その実態はキリシタンとそうでない者がいる混成集団であることがうかがえる。この章では、幕府軍側が把握していた一揆勢の実態を確認し、この論文のテーマでもある宗教一揆の要素をどこで評価すべきかを一揆勢・幕府軍、双方の視点から考えていきたいと思う。

第一節 農民一揆かキリシタン一揆か

後世で知られているように、島原藩主松倉勝家および唐津藩主寺沢堅高は一揆後、領主苛政を追及されて厳しく処罰されているが、一揆発生の当初からその理由は明白なものであったのか。

例えば、寛永十四年（一六三七）十一月八日、京都所司代板倉重宗、大坂城代阿部正次らより九州各藩主へ宛てた書状には次のように記されている。

嶋原松倉長門守領分切支丹一揆を起、同所有江・有馬と申古城へ五六千程取籠申候由注進候間、御領分より武道具并兵糧以下、彼地へ入不申候様可被申付候、次ニ此以前ころひ切支丹共も、此度嶋原へ參候儀可有之候間、御領分境目ニ堅番を被申付、嶋原へ宗旨の者共不集様急度可被申付候⁽⁶⁰⁾

「嶋原松倉長門守領分切支丹一揆を起」とあるように、この書状か

らは一揆に対する認識が「キリシタン一揆」であったことがうかがえる。さらに、キリシタンの多かつた周辺地域では、一揆の拡散や呼応する動きがあることを懸念し、速やかに嚴重に警戒にあたっていることが諸記録から見てとれる。⁽⁶¹⁾

また、同年十一月十三日付で熊本藩家老から島原藩家老田中宗夫に宛てた書状には、「嶋原辺天草より参候もの共ハ先しめ置候様ニ相心得有之事ニ候、此間其御領分より欠落参候者捕候内、不審成者御座候ニ付て、せんさく仕候へハ切支丹ニて候と白状仕候間、弥しめ置申候⁽⁶²⁾」とあり、熊本藩においては、島原・天草方面から落ちてきた者全てがキリシタンではないとは限らないので警戒を怠らないようにするつもりだという。

以上のように、この時の幕府側の認識としては、諸藩内のキリシタンが島原の乱に呼応するかもしれないという懸念があった。こうした領内のキリシタンへの嚴重な警戒は、島原の乱を「キリシタンによる一揆」だと認識していたためだと考えられる。

しかし一方で、一揆発生の比較的早い段階から、この一揆を「農民による一揆」だと認識していた者もいる。例として、寛永十五年（一六三八）二月二十二日付の「長谷川源右衛門書留」に記された内容をみてみたい。

今より成ともことごとく人数相引取、西国大名式三人に打まかせおかれ候は、自然に相済可申候、これこれは剛敵、又せつしよ、又歴々之武士籠候とともかく一揆之所作候、尋常之武勇とは可相替儀に候、（中略）天下之力に而はつぶて老つつ、打ても、老つかみつ、土をなげて埋ころすとも安事に候、併諸人の心各なる

ゆへ事ゆかず候、（中略）只天下之諸大名一分之ほまれをわすれ、君に忠を尽さば、一揆はせめずともしかり、便せまりたる少き心より笑は出来候、又二重はかり堀をほり、柵をふり、拾丁計の日本之地を捨置とも無害事に候⁽⁶³⁾

この書状によると、この一揆は「一揆之所作」であって、「尋常之武勇」とは違うという。これは、第三章でも述べたように、この時代の武装蜂起はむしろ訴訟行為であるとみなされ、そのため、交渉の余地があるとみられていた。ゆえに、この書き手は「天下之力に而はつぶて老つつ、打ても、老つかみつ、土をなげて埋ころすとも安事に候、併諸人の心各なるゆへ事ゆかず候」とし、権力の力で一揆勢を埋め殺すことはできても、人々の心はそれぞれであるから力でねじ伏せることはできないと指摘した上で、一揆勢を捨て置いても問題ないと言っているのだと思われる。しかしながら、こうした「農民一揆」的な見方は、一揆の現場にいない者の認識であった。⁽⁶⁴⁾

さらに、松倉・寺沢両領主の苛政を指摘した史料は、一揆後しばらく経ってから編纂されたもの（「嶋原一揆松倉記」「廃絶録」など）が大多数であることに気をつけたい。例えば、同年四月十二日付の「幕府日記抄」では、処罰内容の記載のみに留まっており、こうした一揆直後の一次史料では、領主による苛政はそれほど問題にはされていないのである。⁽⁶⁵⁾ なお、処罰理由に関しては、同年七月十九日付の記載に「松倉長門義自去年九州嶋原徒党令蜂起、剩常々不法も数多依有之⁽⁶⁶⁾」とあることから、一揆に対する幕府の見解が「領主苛政」が原因となるのは、一揆最終後からおよそ半年近く経ってからのことだと思われる。

「キリシタン一揆」の拡大を懸念する一方で、一揆の現場にはいなかった者の認識であったとはいえず、「農民一揆」であるから容易に収束するという幕府軍側の矛盾する認識をどうとらえていくか。

先にみてきたように、一揆原因の認識は、一揆発生から終結まではキリシタンによるものであるという見解が有力であったが、一揆後しばらくしてから領主苛政によるものへと変化しているように思われる。しかし、一揆の最中に領主による苛政があったという情報も流布しており、「キリシタン禁制」と「領主の苛政」の二つの歴史的事実がこの時既に存在していたといえるだろう。

「キリシタン禁制」と「領主の苛政」は、どちらも島原の乱を語っていく上で欠かせない要因である。しかし、そのどちらかが一揆の本質であるというのは、そのときの政治的・経済的条件によって認識が変わってくることを考慮しなければならない。つまり、一揆をどのように認識するかということは、認識する者を取り巻く環境によって左右されるのである。例えば、幕府が打ち出した「キリシタン禁教令」によるキリシタンの排除だが、農民による経営維持を基礎としながら、秩序を乱すキリシタンの排除という宗教政策をとっている事実を背景に考えると、「農民一揆」的事実とその原因を隠蔽し、「キリシタン一揆」的事実だけを肯定していることが説明できる。そうすると、このときの幕府側にとつての最大の問題は、「農民」が一揆を起こしたことではなく、「キリシタン」がキリスト教信仰を基盤に「農民

(非キリシタン)」を巻き込んで一揆を起こしたことではないだろうか。

これらを考慮すると、歴史的事実としての根本的な原因とは成り得ないが、性格的位置づけとしては、キリシタン・非キリシタンの混成集団でありながら、キリスト教信仰を紐帯とすることで、一揆の本質を「宗教一揆的」にみせかけることができるだろう。それは、一揆の指導者が庄屋層であり、彼らが庄屋層を中心として作られていたキリシタン信徒組織「こんふらりや」を利用していたがゆえ、可能なことであつたのである。

島原の乱は、単なる「農民一揆」でもなく、単なる「宗教一揆」でもない。しかし、これらを並列に合わせもつたものでもない。つまり、「領主の苛政」が原因でありながらも、島原の乱が副次的に「宗教的」と評される理由は、一揆に参加した農民がキリシタンへ「立ち帰る」ことで、キリスト教信仰を紐帯とし、「農民(非キリシタン)」を巻き込んで団結を図っていたことなのである。以上が、島原の乱における宗教一揆の要素を検討した私の結論である。

注

- (1) 鶴田文史「西海の乱」上巻、西海文化史研究所、二〇〇五。
- (2) 神田千里「島原の乱」中央公論社、二〇〇五。
- (3) 鶴田文史「西海の乱」下巻、西海文化史研究所、二〇〇六。
- (4) 川村信三「キリシタン信徒組織の誕生と変遷―コンフラリヤ」から「こんふらりや」へ」教文館、二〇〇三。
- (5) 鶴田文史「西海のキリシタン文化総覧」天草文化出版社、一九八三。
- (6) コンフラリヤの一種。数人の指導者の下、貧困者や病人への施しを募っていた。

- (7) ヨーロッパで成立していたキリスト教信徒組織、信徒信心会。イタリア語では「コンフラテルニタス」という。なお、「こんふらりや」とは日本において、日本の実情に合わせてこうした信徒集団形成をモデルとして作られた組織である。
- (8) 川村、前掲(4)、一五一頁。
- (9) ルイス・フロイス著／松田毅一、川崎桃太訳『日本史―西九州篇―』中央公論社、一九七九、二三四頁。
- (10) 同右、二三三―二三四頁。
- (11) 原城は、明応五年(一四九六)、領主右馬貫純の築城との所伝も持つ(林銑吉『高原半島史』上巻)が、近年の発掘調査によって石垣に慶長年間前期の織豊系城郭にみられる手法が取り入れていることがわかっており、また元和元年(一六一五)の一国一城令では軽微な破却に留まり、徹底的な破却は乱後であることが判明している。(石井進、服部英雄編『原城発掘―西海の王土から殉教の舞台へ―』新人物往来社、二〇〇〇、三四―三五頁。)
- (12) 注(7)に同じ。
- (13) 川村、前掲(4)、一八〇頁。
- (14) 鶴田文史、前掲(5)、七六頁。
- (15) 中村實『原城跡の概要』・南有馬町文化財調査報告書 第二集(松本慎二編、長崎県南有馬町教育委員会、一九九六、二〇頁。)
- (16) 松田毅一『近世初期日本関係南蛮史料の研究』風間書房、一九六七、一〇七―一〇八頁。
- (17) 鶴田文史、前掲(5)、一四四頁。
- (18) 鶴田倉造『天草キリシタン』(熊本歴史叢書四(藩政下の傑物と民衆))熊本日日新聞社、二〇〇三、七二―七三頁。
- (19) フロイス、前掲(9)、二二七頁。
- (20) 注(6)に同じ。
- (21) 川村、前掲(4)、一七九頁。鶴田文史、前掲(5)、一八頁。
- (22) 北野典夫『天草キリシタン史』葦書房、一九八七、五八頁。
- (23) レオン・パジェス著／吉田小五郎訳『日本切支丹宗門史』岩波書店、一九三八、一三六―一三七頁。
- (24) 同右、一五六頁。
- (25) 同右、二六三頁。
- (26) 松田、前掲(16)、一一〇―一一〇八頁。
- (27) 鶴田倉造編『原史料で綴る天草島原の乱』本渡市、一九九四、七九三頁。
- (28) 中村實『島原の乱と鎖国』(岩波講座 日本歴史九・近世二)岩波書店、一九七五、二四四―二四五頁。
- (29) 川村、前掲(4)、一八三頁。
- (30) 村井早苗『幕藩制成立とキリシタン禁制』文献出版、一九八七、一三頁。
- (31) 鶴田倉造、前掲(27)、七七頁。
- (32) 同右、七四〇頁。
- (33) 同右、一九四頁。
- (34) 同右、六一頁。
- (35) 同右、六四頁。
- (36) 同右、一〇四九頁。
- (37) 同右、一一頁。
- (38) 同右、一一―一二頁。
- (39) 同右、六〇八頁。
- (40) 同右、六二二頁。
- (41) 同右、八二九―八三〇頁。
- (42) 林銑吉編『島原半島史』中巻、国書刊行会、一九七九、三七七―三七九頁。
- (43) 吉村豊雄『天草四郎』像の再構成(『藩政下の傑物と民衆(熊本歴史叢書四)』熊本日日新聞社、二〇〇三、一四九頁。)
- (44) 注(39)に同じ。
- (45) 北野、前掲(22)。
- (46) 大橋幸泰『キリシタン民衆史の研究』東京堂出版、一九八一。
- (47) 鶴田倉造、前掲(27)、七〇七頁。

- (48) 同右、七一四頁。
- (49) 同右、七二五頁。
- (50) 同右、七五五頁、八三〇頁。
- (51) 同右、七一五頁。
- (52) 神田、前掲(2)、一八〇頁。
- (53) 注(47)に同じ。
- (54) 鶴田倉造、前掲(27)、七二四頁。
- (55) 同右、七四一―七四二頁。
- (56) 同右、七七九頁。
- (57) 同右、七七七頁。
- (58) 同右、七九一頁。
- (59) 同右、七七八頁。
- (60) 同右、一七二頁。
- (61) 同右、五四頁、一八六一―一八七頁。
- (62) 同右、二二九頁。
- (63) 同右、九一九頁。
- (64) 大橋幸泰「検証島原天草一揆」吉川弘文館、二〇〇八、一六五頁。
- (65) 鶴田倉造、前掲(27)、一〇六〇頁。
- (66) 同右、一〇九一頁。
- (67) 大橋、前掲(64)、一八二頁。

(付記)

本稿は、平成二十一年一月に関西大学に提出した卒業論文を加筆・修正したものです。本稿作成にあたり、多くの貴重なご意見・ご指摘を賜りました関係者の皆様、関西大学セロリの会の皆様、藪田貫先生をはじめゼミの皆様には、大変お世話になりました。末筆ながら皆様に心より感謝を申し上げます。

(関西大学専任事務職員)